



消費税の免税について

第 262 回

金井さん：ご無沙汰しております。

みらい：お久しぶりです。タイに赴任されて以来ですから、1年ぶりですね。

金井さん：赴任期間は2年残っていますが、ようやく、まとまったお休みがもらえ、一時的に日本に帰国することができました。

みらい：タイでの生活はいかがですか？

金井さん：まだ慣れないことばかりで大変ですが、現地の同僚が親切にしてくれるので非常に助かっています。それで、今回お世話になっている人たちに何か日本のお土産を買っていきこうかと思っています。

みらい：そうですね。ちなみに、日本人である金井さんも、日本の免税店を利用すれば、消費税の免税が受けられるのはご存じですか？

金井さん：外国人旅行者が免税になるのは聞いたことがあります。私のような日本人も、その制度を利用することができるのですか？

みらい：はい。金井さんのような海外現地法人への日本人赴任者が一時帰国した場合にも、日本に来た外国人旅行者と同様の取扱いがあります。

金井さん：私は非居住者に該当するので、この制度を使うことができるのですか？

みらい：ええ。ただし、この制度を使う場合は、外国人旅行者と同様に、輸出物品販売場として税務署の許可を受けた店舗、いわゆる免税店で、対象物品を、所定の手続きにより購入する必要があります。

金井さん：去年から日本の消費税率は10%に増税されているので、今まで以上に効果がありますね。ちなみに、どのような物品が免税対象となるのですか？

みらい：まず、免税対象となる物品は、「消耗品」とされる飲食料品、化粧品等と、「一般物品」とされる消耗品以外の家電、衣料品等の2つに区分されます。そして同一の免税店ごとに、購入した1日の合計額が5,000円以上の「一般物品」、5,000円以上50万円までの「消耗品」が免税対象となります。また、「一般物

品」と「消耗品」が各々5,000円未満であったとしても、合わせて特殊包装して合計金額が5,000円以上であれば免税対象として取り扱われることになりました。

金井さん：「消耗費」と「一般物品」の合算が可能になったことで、より使いやすくなりましたね。この制度を利用する際の手続きも教えてください。

みらい：免税販売の手続きですが、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の増加を図る観点から、令和2年4月1日からは書面により行われていたものが一部廃止され、電子化されることになりました。

金井さん：手続きが簡単になったのですか？

みらい：ええ。この改正により、今まで買い物した際、お店に提出していた「購入者誓約書」(購入した物品を日本から持ち出すことを誓約するもの)が廃止され、お店から必要事項の説明を受けるだけになりました。また、お店で作成する「購入記録票」をパスポートに貼付けて割印してもらい、出国する際に税関に提出していた手続きも、パスポート等を提示するだけになりました。ただし、令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による手続きも可能となっています。

金井さん：良くわかりました。この機会に免税店を探してお土産を買っていききたいと思います。みらい先生、ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/